

函館市監査公表第11号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 子 企

令和6年(2024年)7月31日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和5年度(2023年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和6年(2024年)3月28日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和5年度（2023年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 子ども・子育て支援に関する事務の執行について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未 来部 子ども企 画課	<p>指摘1 子育てアプリについて</p> <p>アプリを提供するために公費を支出すべき根拠に乏しく、廃止を検討されたい</p> <p>現在の「すくすく函館っ子」に対する公費の支出は、必要性が低いと言わざるを得ず、本事業については廃止を検討されたい。</p>	82	<p>本アプリについては、ホームページや冊子等に掲載されている子育てに関する情報等を集約し、子育て世帯が必要な情報を取得しやすくするために導入したものです。</p> <p>本アプリの導入により、市の子ども向けのイベント情報や健診・予防接種などの子育て支援に関する情報、施設マップの情報などを自由にカスタマイズする機能が利用可能となるほか、プッシュ通知によりアプリの利用者に対してリアルタイムで情報発信することが可能となり、無料で利用する場合との機能の差別化が図られているところです。</p> <p>また、本アプリについては、利用者数も増加していることから、本市としては効果的な情報発信媒体であると認識しており、今後は利用者アンケートを実施するとともに、国において検討を進めております母子手帳アプリを活用した妊婦健診等のデジタル化などの機能拡充について検討してまいります。</p>
子ども未 来部 子どもサ ービス課	<p>指摘2 病児保育事業について</p> <p>速やかに病児保育事業を再開されたい</p> <p>本事業を1日でも早く再開されたい。 また、民間事業者との早期の契約締結が難しいといった事情がある場合は、市立函館病院が病児保育事業を行うことなども検討すべきと考える。</p>	92	<p>令和6年10月に、市立函館病院に設置されている院内保育施設において、病児保育事業を開始する予定となっております。</p>

<p>子ども未来部 子ども企画課</p>	<p>指摘3 出生祝記念品事業について</p> <p>事業の目的と贈られる記念品との関連性や合目的性に乏しく、有効性・経済性・効率性のいずれの観点からも効果が低いため、事業の目的、記念品の選定等を再検討すべきである</p> <p>本事業の目的に対し、「積み木」は十分な関連性や有効性が示されていない。</p> <p>事業の目的を、地域社会全体での子育て環境の構築を示すことを含めたものに見直す、あるいは、事業目的に照らし、より適正な記念品への変更を検討すべきである。</p> <p>また、記念品の供給価格について、その妥当性を十分に検討すべきである。本事業は、その合規性（適法性）に問題はないものの、経済性・効率性・有効性という3Eの視点やサービスの受益者の視点から、その問題性が大きいと判断したため、「意見」ではなく「指摘」とした。</p>	<p>110</p>	<p>本事業は、地域材である道南スギを活用した積み木を赤ちゃんが生まれた家庭に出生祝記念品として贈ることにより、木のぬくもりを感じながら保護者と子どもが遊ぶことができるとともに、木育の取組みにもつながる事業として令和4年度から実施しており、積み木を受け取ったご家族からは、木製の良さを感じながら親子で楽しんでいるなどの感想が寄せられております。</p> <p>また、この積み木は地元の工房によるハンドメイド製品として、その安全性を高めるため、面取りなどの作業を丁寧に行っていることにより、一般に流通している積み木よりも経費を要するものと考えております。</p> <p>出生祝記念品は、ミルクやおむつなど消費してなくなるものではなく、一定期間、子どもが利用することができるもので、かつ、記念品として残るものとして、財源等を含め総合的に検討したうえで、この積み木としたところですが、今後、事業内容の評価を行うためのアンケート等の実施を検討してまいります。</p>
<p>子ども未来部 母子保健課</p>	<p>指摘4 マザーズ・サポート・ステーション事業について</p> <p>業務委託契約に係る委託金額の算定根拠、事業者選定プロセスに課題があることから、速やかな改善を求める</p> <p>母子保健相談支援強化事業業務に係る業務委託契約は、委託金額の算定根拠および決定過程が不明確であり、検証可能性を欠いており、さらに、事業者選定プロセスも不透明である。</p> <p>このような契約のあり方は、新規参入の障壁となっている恐れもある。</p> <p>以上の理由から、業務委託契約の内容（検証可能な委託金額の決定、恣意性を排除した受託者選定のプロセスの構築等）について検討、改善すべきである。</p>	<p>121</p>	<p>委託料の積算については、改めて所要経費を精査する等、市としての積算根拠をより明確にしております。</p> <p>事業者の選定については、より公平性を図るため、公募について検討してまいります。</p>

<p>子ども未来部母子保健課</p>	<p>指摘5 産後ケア事業について</p> <p>業務委託契約に係る委託金額の算定根拠、金額決定に至るプロセス等に課題があることから、速やかな改善を求める</p> <p>本件委託契約は、金額決定のプロセスが不透明であり、事後的な検証可能性に乏しいものであること、委託金額の算定根拠についても十分なものとは言えないため、業務委託契約の内容について検討、改善すべきである。</p> <p>随意契約を締結するにあたっては、プロセスの透明性、事後的な検証可能性を担保することが極めて重要であることに鑑み、指摘とした。</p>	<p>128</p>	<p>委託料の積算については、改めて所要経費を精査する等、市としての積算根拠をより明確にしていきたいと思います。</p>
<p>子ども未来部母子保健課</p>	<p>指摘6 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について</p> <p>委託金額の算定根拠に乏しく、契約上の金額決定プロセスも不透明であるなど、随意契約の内容に課題があるため、速やかに是正されたい</p> <p>本事業に係る随意契約は、その委託金額の決定プロセスが不透明であり、金額の合理性が説明できるものではない。さらに受託者を「子育てアドバイザー」に制限する理由もないことから、業務委託契約の内容について検討、改善すべきである。</p>	<p>140</p>	<p>委託料の積算については、改めて所要経費を精査する等、市としての積算根拠をより明確にしていきたいと思います。</p> <p>本事業では、市民協働と自ら子育てに参画したい市民への活動場所の提供という2つの観点から、子育て支援に関わるボランティアとして活動する子育てアドバイザーを活用しているところであります。</p> <p>第1子を出産した家庭等には、助産師等の資格を有する母子保健相談員を派遣するなど、子育てアドバイザーとの役割分担をしながら支援を行っているところであります。</p> <p>今後も子育てアドバイザーの活用を継続しつつ、新たなアドバイザーを養成するとともに、事業者の選定については、より公平性を図るための方策についても検討してまいります。</p>
<p>子ども未来部子育て支援課</p>	<p>指摘7 養育費確保支援事業について</p> <p>本事業のうち、養育費保証契約支援補助金制度は、弁護士法第72条等に抵触する可能性がある契約に対する補助金の支出を認めるものであるから、廃止を検討されたい</p> <p>養育費保証契約支援補助金制度については、速やかな廃止を求める。</p> <p>なお、市民から相談があった場合には市役所の無料法律相談や法テラスの利用方法を案内することが望ましい。</p>	<p>145</p>	<p>本事業については、ひとり親の養育費に関する保証契約の締結を促進することにより、養育費の不払いが発生した場合に第三者が立替えすることで養育費を確実に受け取れる枠組みを整え、養育費の取決め内容の継続した履行の確保と経済的自立への支援に資することを目的としていることから、今後についても必要な事業と考えております。</p> <p>また、事業者の提供する養育費保証サービスが弁護士法に抵触しないことについては、補助金申請があった際の審査において十分に確認を行っているところであり、今後も適正に補助金の交付を行ってまいります。</p>

令和5年度（2023年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 子ども・子育て支援に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未 来部 子どもサ ービス課	<p>意見1 ファミリー・サポート・センター事業 について</p> <p>提供会員の増員が必要であり、提供会 員の確保に向け、活動報酬の増額の検 討や積極的な周知・広報・勧誘等を要 望する</p> <p>次世代を担う提供会員の確保・増員 は、本事業の安定的な継続に必要不可 欠であり、提供会員数を増やすため、 活動報酬の増額の検討とともに、効果 的な周知や広報、勧誘等を積極的に行 うことを要望する。</p>	49	<p>提供会員の確保・増員に向け、SNSによる 周知を継続するとともに、令和6年度より連携 機関である大型施設にチラシを配置し周知先 の拡充を図っておりますが、函館市社会福祉協 議会と連携し更なる効果的な周知・広報に取り 組んでまいります。</p> <p>活動報酬については、国の実施要綱に明確な 基準がないため、他都市の状況や経緯等を確認 し検討してまいります。</p>
子ども未 来部 子どもサ ービス課	<p>意見2 地域子育て支援拠点事業について</p> <p>広報について、利用者目線に立った工 夫をされたい</p> <p>函館市のホームページは、市民が地 域の情報に手軽にアクセスできる入口 であることから、市民目線を意識した 情報取得のための負担の少ない情報提 供といった観点から、真に必要な情報 をわかりやすく提供することを検討さ れたい。</p>	55	<p>現在、広報誌・子育てアプリ・各種SNSへ の掲載や4か月健診時のチラシ配布等により 情報発信を行っており、市のホームページにつ いては、さらに見やすく、利用したくなるよう な内容とするべく検討してまいります。</p>
子ども未 来部 子どもサ ービス課	<p>意見3 地域子育て支援拠点事業について</p> <p>予算計上に当たっては、社会事情の急 激な変化へ対応するなど、事業者に負 担を掛けないような配慮をされたい</p> <p>予算を検討するにあたっては、光熱 費や物価の上昇といった現代日本社会 の急激な状況の変化を折り込み、事業 者に負担を強いることがないようにす ることを求める。</p>	56	<p>令和5年度の事業者からの実績報告では、委 託料の範囲内での事業完了を確認しておりま すが、引き続き、社会情勢等を把握しながら、 適切に積算を行い事業者の負担とならない予 算の確保に努めてまいります。</p>

<p>子ども未来部 子どもサービス課</p>	<p>意見4 子育て支援隊事業について</p> <p>利用実績・実施件数に応じた適切な委託料が事業者を支払われるよう、契約の在り方を見直すことを検討されたい</p> <p>本事業契約にあたっては、その実施内容を適切に評価した上で、実施件数に応じた委託料が支払われるよう、契約の方法を検討することを求める。</p>	<p>59</p>	<p>本事業の契約のあり方について、令和5年度実績を検証するとともに、他都市の状況や経緯等を確認し、適切な委託額について検討してまいります。</p>
<p>子ども未来部 子どもサービス課</p>	<p>意見5 子育て支援隊事業について</p> <p>委託先事業者を増やすような働きかけ等を検討されたい</p> <p>より個別の地域に密接した事業の実施という観点から、意見4に指摘した委託契約の在り方・方法の見直しも含め、委託先を増やす働きかけなどの工夫・検討がなされることを求める。</p>	<p>60</p>	<p>現在も市内全域を対象としたうえで全ての希望者に訪問等活動が実施できており、事業者数は充足している状況ですが、今後、より一層周知に努め、利用者数の推移に合わせて、新規事業者についても検討してまいります。</p>
<p>子ども未来部 子ども健康やか育成課</p>	<p>意見6 子育てアドバイザー活用促進事業について</p> <p>次世代を担う子育てアドバイザーの養成について、前向きに検討されたい</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、制約を受けていた事業が再開する傾向にあることや、より手厚い地域の子育て力の推進という本事業の目的に照らすと、次世代に向けて子育て支援アドバイザーを育成する必要性があると考えられるため、積極的な検討を求める。</p>	<p>63</p>	<p>子育てアドバイザーの制度は、元々、市民との協働により子育て支援を実施する目的で始まったものであり、平成19年度から子育てアドバイザー養成事業を実施し、一定程度の人材の確保が達成できたことから、平成24年度をもって休止することといたしました。今後、子育て支援に係る環境の変化やニーズの複雑化に対応し、地域の子育て力の向上や子育て支援の推進を市民協働により図るため、子育てアドバイザーを活用しつつ、新たなアドバイザーの養成やその他の方策について検討してまいります。</p>
<p>子ども未来部 子ども健康やか育成課</p>	<p>意見7 子育てアドバイザー活用促進事業について</p> <p>本事業の担い手の拡大について検討されたい</p> <p>函館市が子育てアドバイザーの養成・認定を行わなくなってから既に10年余りが経過しており、求められる資質・能力・知識なども、時代の変化に応じて大きく変化している。</p> <p>本事業の担い手を、「子育てアドバイザー」に限定しない、というのも一つの方策であり、意見6と併せて検討されたい。</p>	<p>63</p>	

<p>子ども未来部 子ども健康やか育成課</p>	<p>意見 8 子育て支援ネットワーク事業について</p> <p>「子育てネットらんど」の再開を検討されたい</p> <p>子育て支援ネットワークでは、これまで「子育てネットらんど」として、幅広い年齢層に対応したイベントを開催しており、直近の令和元年度（2019年度）に実施された「10周年子育てネットらんど「ワイワイ楽しく親子DEスマイル」」も、その参加者数の多さから、人気のあるイベントであったことが推察される。</p> <p>本事業には、子育てを支援することを目的としている団体が多数所属しているため、イベントへの参加は、子育て世代が各種団体を認知する絶好の機会となることなどからも、「子育てネットらんど」の再開を要望する。</p>	<p>67</p>	<p>平成20年に「函館市子育て支援ネットワーク」を設置してからこの間、子育てネットらんどや研修会を開催してきたところではありますが、構成団体の高齢化や各団体の活動状況等の理由から、大規模なイベント実施が難しい状況も見受けられるため、今後の活動内容について、構成団体と改めて協議を行ってまいります。</p>
<p>子ども未来部 子育て支援課</p>	<p>意見 9 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）について</p> <p>営利法人の参入を促すことを検討されたい</p> <p>次項のトワイライトステイ事業と同様（意見11）に、営利法人の新規参入を促すことを積極的に検討されたい。</p>	<p>72</p>	<p>本事業の実施機関としては、国の実施要綱に準じ、現在児童養護施設や乳児院の3施設と委託契約を結んでおります。</p> <p>宿泊や食事のサービスの提供、児童のケアも含め、一定期間適切に養育・保護を実施するなど、児童の生活状況等を勘案した対応が可能な事業者であれば、営利法人であっても委託を検討するものでありますが、現在市内で条件を満たす施設とはすべて契約締結しているところであり、今後においても市内事業者の動向を注視してまいります。</p>
<p>子ども未来部 子育て支援課</p>	<p>意見 10 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）について</p> <p>市民目線での広報や利用申込みの在り方を工夫し、本事業をより利用しやすいものとするを求める</p> <p>函館市のホームページにおいて、より市民目線、ユーザーの視点に立って市民がアクセスしやすい体制（お問い合わせフォーム等）や、必要とされる具体的な情報提供を行うよう工夫することを求める。</p>	<p>72</p>	<p>委託している3施設は、児童養護施設や乳児院として、その施設目的に沿って運営されているところであり、受け入れ時には、施設の空き状況のほか職員配置人数の変更等の施設側の要件や子どもの年齢や特性といったユーザー側の要件も含め、総合的に判断することになるため、受け入れ要件や、施設での過ごし方は、都度直接施設へ問い合わせ確認していただいているところです。</p> <p>また、ホームページについては、現行の情報に加えて利用の流れを記載し、施設への問い合わせがしやすいようなページをこころがけるとともに、引き続き、市政はこだてや、「ひとり親家庭のしおり」や「はっこ」に掲載し周知を図ってまいります。</p>

子ども未来部子育て支援	<p>意見 1 1 トワイライトステイ事業について</p> <p>営利法人の新規参入への働きかけを継続・工夫されたい</p> <p>営利法人の新規参入への働きかけを継続し、また、新規参入事業者が増えるような工夫をされることを求める。</p>	77	<p>本事業の実施機関としては、国の実施要綱に準じ、現在、児童養護施設、乳児院、保育所等の4施設と委託契約を結んでいます。</p> <p>食事のサービスの提供、児童のケアも含め、養育・保護を実施するなど、児童の生活状況等を勘案した対応が可能な事業者であれば、営利法人であっても委託を検討するものでありますが、現在市内で条件を満たす施設とはすべて契約締結しているところであり、今後においても市内事業者の動向を注視してまいります。</p>
子ども未来部子育て支援課	<p>意見 1 2 トワイライトステイ事業について</p> <p>市民目線での広報や利用申込みのあり方を工夫し、本事業をより利用しやすいものとする</p> <p>函館市のホームページにおいて、より市民目線、ユーザーの視点に立って市民がアクセスしやすい体制や必要とされる情報提供を行うよう工夫するように求める。</p>	77	<p>委託している4施設は、児童養護施設や乳児院、夜間専門保育園として、その施設目的に沿って運営されているところで、受け入れ時には施設の空き状況のほか職員配置人数の変更等の施設側の要件や子どもの年齢や特性といったユーザー側の要件も含め、総合的に判断することになるため、受け入れ要件や、施設での過ごし方は、都度直接施設へ問い合わせ確認していただいているところです。</p> <p>また、ホームページについては、利用の流れを記載し、施設への問い合わせがしやすいようなページをこころがけるとともに、引き続き、市政はこたてや、「ひとり親家庭のしおり」や「はこっこ」に掲載し周知を図ってまいります。</p>
子ども未来部子どもサービス課	<p>意見 1 3 一時預かり事業について</p> <p>周知・広報や利用申込みについて、利用者目線からの工夫をされたい</p> <p>問い合わせ先を函館市にしたうえで利用希望者の近隣の実施施設に問い合わせを行うなど、市が積極的にサポートを行う体制の構築が望まれる。</p> <p>また、将来的には、各実施施設の受入体制の状況、受入の可否等、IT技術を用いて共有することで、適時適切な案内を可能にする体制も考えるべきである。</p> <p>また、子育て世帯においては、利用にあたって必要なもの（おむつ、食事を持参するのか、持病等がある場合の対応等）を事前にわかるようにすることや、簡単に問い合わせや利用申し込みが出来ることができるよう、ホームページ上での情報提供をより利用者目線で整理するほか、お問い合わせフォームや予約フォームの作成などの改善を行い、利用者目線からの工夫を行うことを求める。</p>	87	<p>市のホームページにおける一時預かり事業の記載につきましては、利用方法等についての説明が不足していることから、利用方法や利用料金、予約方法等の掲載について見直しを行っております。</p> <p>問い合わせ先や申し込み先のサポート体制の構築につきましては、実施施設の状況等を考慮したうえで、子育て世帯が利用しやすい方法を検討してまいります。</p>

子ども未来部子どもサービス課	<p>意見14 病児保育事業について</p> <p>実施事業者を複数確保するよう努め、バックアップ体制等も工夫することを求める</p> <p>事業者が参入しやすくなるよう、補助金の増額、加算分の利用人数枠の細分化など、事業者側において事業参入のメリットが感じられるような条件を整備するなどの工夫をされたい。</p>	93	<p>病児保育事業については、核家族化が進行し共働き世帯が多くなっている中、子育て中の保護者にとって必要不可欠な事業であると認識しており、令和6年10月に市立函館病院において事業の再開を予定しておりますので、再開後の利用状況等をみながら継続的・安定的な事業実施が可能となるよう市立函館病院と協力してまいります。</p> <p>また、事業者の複数確保につきましては、今後の利用状況等を踏まえながらその必要性を含めて判断してまいります。</p>
子ども未来部子ども企画課	<p>意見15 すくすく手帳について</p> <p>物品製造請負契約について、コンペティションの開催を検討されたい</p> <p>「すくすく手帳」の製造委託業者については、平成12年（2000年）以降行われていないコンペティションの開催を検討することを求める。</p>	102	<p>子育てアプリ「すくすく函館っ子」において、育児に関する各種情報の掲載や、子育てに関する施設情報の充実が図られていることなどにより、すくすく手帳は一定の役割を終えたことから、令和5年度の実施をもって事業を終了しましたが、他の事業も含め、業者選定等の際には公平性、競争性の確保に十分留意し適切に対応してまいります。</p>
子ども未来部子育て支援課	<p>意見16 助産施設（入院助産制度）について</p> <p>助産施設の委託先の追加を検討されたい</p> <p>助産施設が一つしかない現状は、改善するべきである。</p> <p>本事業は非常に重要かつ意義の大きな事業であり、助産施設の追加を検討されたい。</p>	105	<p>現在、児童福祉法に基づき、市立函館病院と共愛会病院を助産施設として設置認可し、委託を行っておりますが、共愛会病院は助産師の不足により、令和7年度末まで休止中となっております。なお、両助産施設の入所人数の実績は合計しても市立函館病院で賄うことができる人数となっております。</p>
子ども未来部子育て支援課	<p>意見17 助産施設（入院助産制度）について</p> <p>助産制度を市民にわかりやすい形で周知・勧奨されたい</p> <p>助産制度を市民により良く利用してもらうために、令和元年（2019年）8月8日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知に基づき、妊娠等に関する相談窓口、関係機関や団体等に対し、改めて助産制度に関する周知を徹底し、妊産婦に対する十分な勧奨が実施されるよう要望する。</p>	106	<p>改めて、妊娠等に関する相談窓口、関係機関や団体にパンフレットを送付するほか、広報紙等で周知をすることにより、妊産婦に対する十分な推奨を行ってまいります。</p>

<p>子ども未来部子育て支援課</p>	<p>意見18 女性相談委託事業について</p> <p>利用実績に見合った委託料を算定し、委託先の人員増員が可能となるよう検討されたい</p> <p>函館市においては、引き続き、適正な委託料を設定するなど、NPO法人ウィメンズネット函館の相談件数と委託料とのバランスを取るような予算措置を講じるとともに、同法人への負担が過剰にならないよう、「母子・父子自立支援・女性相談室（ひとり親家庭サポートステーション）」の相談件数との調整を行うなどの工夫を検討することを求める。</p>	<p>117</p>	<p>相談体制を充実させるため、令和5年度予算で委託料を増額し、5人体制から6人体制としております。令和4年度と5年度の実績を比較すると年間の相談件数は約1.1倍の増となっておりますが、年間の開設日数から1日あたりの件数に換算すると6人体制での事業実施は現状では妥当と考えております。委託料額については、今後とも適宜、利用実態の推移等実状を把握し、適切な人員体制を想定した委託料の設定をまいります。</p>
<p>子ども未来部母子保健課</p>	<p>意見19 マザーズ・サポート・ステーション事業について</p> <p>オンライン相談の実施方法、実施条件について、利用者がより気軽に利用できるように工夫されたい</p> <p>オンライン相談の体制は、2日前までのメールでの申込みが必要であること、また、相談時間が30分以内とされ相談可能時間の案内もないことから、即応体制に乏しい。</p> <p>例えば、申し込み方法について、メールに限定することなく、電話でも可能とするなどの工夫により、本相談の利用への心理的ハードルは下がり、市民がより活用する契機となると考える。</p> <p>オンライン相談は、来所や電話、あるいは訪問による即応体制に対する補完的な意味合いが強いが、新型コロナウイルス感染症の拡大期のように、直接の面談が行いにくい状況が生じた場合にも、有用である。</p> <p>社会のIT化の進行が著しい現代において、オンライン相談は、今後より一層の活用が求められることから、市民サービスの観点より、実施方法、実施条件の工夫など、相談体制の充実の検討を要望する。</p>	<p>123</p>	<p>オンライン相談の申込み方法についてはメールだけでなく、電話での申込みを受け付けるよう改善を図り、周知しております。今後につきましては、子育て世代が利用するアプリ「すくすく函館っ子」を活用する等、より気軽にオンライン相談ができる方法について検討してまいります。</p>

<p>子ども未来部母子保健課</p>	<p>意見 2 0 産後ケア事業について</p> <p>本事業の重要性に鑑み、より積極的な事業活動を行うことに努められたい</p> <p>本事業の意義に照らせば、事業者および利用者は多ければ多いほどよく、近隣自治体の医療機関、助産院を含めて公募を実施するなど、函館市に限らず柔軟に対応し、新規参入を促すべきである。</p> <p>なお、東部地域については、通所型に対応した施設がないことから、訪問型による対応を特に要望する。</p>	<p>131</p>	<p>現在、複数の事業者と委託契約をしており、訪問型については東部地域を含めて対応可能となっております。今後も利用者のニーズを把握しながら、必要に応じ委託先の拡大について検討してまいります。</p>
<p>子ども未来部子育て支援課</p>	<p>意見 2 1 養育費確保支援事業について</p> <p>公正証書等作成支援補助金制度は、弁護士法第 7 2 条に違反しないことを支給要件とし、その支給にあたって厳しくチェックされたい</p> <p>函館市においては、弁護士法第 7 2 条に違反しないこと、すなわち、名目を問わず、弁護士以外の者に対する報酬の支払原資として公正証書等作成支援補助金制度が利用されていないことを支給要件とし、同制度に基づく補助金の支給にあたっては、厳しくチェックをなされたい。</p>	<p>146</p>	<p>本市の制度の補助対象としては、申請者が負担した公証人手数料や公正証書作成に係る印鑑登録証明書等の取得手数料など弁護士法第 72 条には抵触しない経費となっておりますが、今後も申請内容については十分に審査した上で適切に補助金の交付を行ってまいります。</p>

令和5年度（2023年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 子ども・子育て支援に関する事務の執行について）

3 提言

監査対象 部局等	提言の概要	報告書 ページ	措置の内容
子ども未 来部 子どもサ ービス課	<p>提言1 地域子育て支援拠点事業について</p> <p>子育てサロンの増設や開設時間・曜日の拡大を検討されたい</p> <p>今後、恒常的に土曜日の利用が可能な子育てサロンや、日曜日にも利用できる子育てサロンを開設することが望ましいことから、これらについて要望する。</p>	56	令和6年3月に市のホームページおよび公式LINEで実施した未就学の子がいる保護者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえて、子育てサロンの増設や開設時間・曜日の拡大について、必要性を含めて検討してまいります。
子ども未 来部 子ども見 守り・相 談課	<p>提言2 子ども家庭総合支援拠点事業について</p> <p>児童虐待の未然防止対策の取組をより一層広められたい</p> <p>児童虐待を未然に防止するためには子育て世代だけではなく、広く多くの市民にも、より一層の虐待防止、あるいは早期発見の視点を持ってもらうことが必要である。</p> <p>今後、より広く市民に向けた周知、啓発活動への注力がなされることを期待する。</p>	150	<p>毎年市内小中学校を通じて保護者へ「こどもの虐待防止推進」に関するリーフレットを配布しているほか、市内施設へのポスター掲示を行っております。</p> <p>今後は、新たに設置した「子ども家庭センター」のリーフレットにも児童虐待に関する内容を盛り込み、子育て世帯や母子手帳を受け取りに来庁する妊婦へも配付するなど、多くの市民の目に触れ、啓発に繋がるよう、関係機関との連携を図りながらより広い周知に努めてまいります。</p>
子ども未 来部 子どもサ ービス課	<p>提言3 実費徴収に係る補足給付事業について</p> <p>函館市独自の取組として、本事業の対象を拡大されることを検討されたい</p> <p>教材費・行事費についても、現時点では対象とされない経済的に困窮している世帯の負担軽減を図る取組を検討されたい。</p>	159	低所得者世帯における保護者負担の軽減については、経済的支援の観点から、保育料の減免制度や第2子以降の無償化など行っているところであり、現時点においては、拡大の予定はありません。
子ども未 来部母子 保健課	<p>提言4 子ども医療費助成について</p> <p>予防接種について、より効率的・経済的な医療費助成を目指す事業を検討されたい</p> <p>より効率的、経済的な医療費助成を目指すべく、任意接種とされている特定のワクチン接種に対して、補助金を支出する事業等の検討を提言する。</p>	162	予防接種制度については、国においてワクチンの安全性や費用対効果等などの評価を経て、予防接種法に基づき市町村が実施すべき定期接種に位置付けられるものであります。それ以外の予防接種は任意接種となり、国の財政支援がないことから、独自で助成事業を継続的に実施するのは、財源の確保といった課題があり、国の動向も注視しながら、慎重に検討してまいります。

<p>子ども未 来部 子ども健 やか育成 課</p>	<p>提言5 地域組織活動費補助事業</p> <p>児童館と子育てサロンとの有機的・流動的な連携を図るよう工夫されたい</p> <p>函館市の未就学児の子育て支援においては、保育所および幼稚園を補完しまた独自の機能も有するものとして「子育てサロン」が、非常に重要な役割を果たしている。</p> <p>また、就学児童に関する子育て支援においては、放課後の児童の居場所、交流の拠点等として、放課後児童クラブ（学童保育所）や児童館が重要な役割を担っている。</p> <p>それぞれの役割は違うが、地域に根ざした子育て支援、未就学から就学まで切れ目のない支援という観点に立つならば、「子育てサロン」と「児童館」の有機的・流動的な交流を図ることも検討すべきと考える。</p> <p>そこで、それぞれの強みを生かして相互補完ができる連携体制を構築する枠組みや、子育てサロンと児童館が連携して行う事業に対して補助金を支出する制度などについて検討することを提言する。</p>	<p>166</p>	<p>児童館と子育てサロンのそれぞれの強みを生かせるよう、児童館における子育てサロン（出張サロン）の開催等の連携事業の実施について検討するほか、子育て支援に関する情報交換やそれぞれの利用者に対する相互の活動内容の周知等の連携を図ってまいります。</p>
--	--	------------	--